

厚生労働省発職雇0802第1号

平成28年8月2日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別紙「厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令案要綱（障害者の雇用の促進等に関する法律の特例関係）」について、貴会の意見を求める。

厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令案要綱（障害者の雇用の促進等に関する法律の特例関係）

第一 特定有限責任事業組合の要件

国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十五号。以下「改正法」という。）による改正後の国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号。以下「法」という。）第二十条の四第一項の厚生労働省令で定める要件は、次のとおりとすること。

- 一 中小企業者又は小規模の事業者のみがその組合員となっていること。
- 二 認定の申請がなされた区域計画に定められた国家戦略特別区域障害者雇用創出事業が実施される国家戦略特別区域内のみに事業所を有していること。
- 三 その組合員たる事業主が雇用する労働者の数が常時障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十三条第七項の厚生労働省令で定める数以上であること。
- 四 組合契約書に、その存続期間の満了の日までに更新しない旨の総組合員による決定がない限り当該存続期間が更新される旨が記載又は記録されていること。

五 組合契約書に、組合員は、総組合員の同意によらなければ、その持分を譲り渡すことができない旨が記載又は記録されていること。

六 組合契約書に、業務執行の決定が、総組合員の同意又は総組合員の過半数若しくはこれを上回る割合以上の多数決により行われる旨が記載又は記録されていること。

七 事業を行うために必要な経営的基礎を欠く等その目的を達成することが著しく困難であると認められないこと。

第二 特定有限責任事業組合の解散の事由が生じた場合の措置

改正法による改正後の法第二十条の四第一項の厚生労働省令で定める措置は、次のとおりとすること。

一 解散の事由が生じた場合に、特定有限責任事業組合が雇用する障害者である労働者（二において「特定障害者」という。）を、当該特定有限責任事業組合の組合員たる事業主（二において「特定事業主」という。）が雇用すること。

二 解散の事由が生じた場合に、特定事業主が協力して、障害者を雇用する意思がある事業主（特定事業主を除く。）に対し、特定障害者の雇入れを求めることその他の特定障害者の新たな雇用の機会を提供す

ること。

第三 施行期日

この省令は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとする。